

奈良市公報

号外第10号 (平成26年5月後半分)

平成27年9月10日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………2
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………2
- 指定管理者の公募……………3
- 放置自転車等の保管……………3
- 奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱……………3
- 奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱…18
- 開発行為に関する工事の完了……………25
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………25
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………25
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………25
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………26
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………26
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………26
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………26
- 奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱の一部を改正する告示……………26
- 放置自転車等の保管……………27
- 建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取……………27
- 奈良市農商工連携新商品開発支援事業補助金交付要綱……………27
- 一般競争入札の実施……………28
- 平成26年度国民健康保険料の保険料率の決定……………28
- 平成26年度国民健康保険料の減額の額の決定……………28
- 奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………29
- 道路の位置指定……………29
- 放置自転車等の保管……………29
- 都市景観形成建築物等の指定……………29
- 公有財産の売払い……………30
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定(2件)…30
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施……………30
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定……………31
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………32

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………32
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………32
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………33
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………33
- 奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………34
- 街区の区域の変更……………34
- 放置自転車等の保管(2件)……………34
- 平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算の要領……………34
- 公有財産の売払い……………35
- 放置自転車等の保管……………35
- 放置自転車等の処分……………35
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定……………36
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………36

監 査

- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………36
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等…38
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………38

公 営 企 業

- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定……………39
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………40

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………41

選 挙 管 理 委 員 会

- 大和高原北部土地改良区総代選挙の執行……………41
- 大和高原北部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙の様式……………41
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙長等の選任……………41
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙立会人の選任……………42
- 大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する選挙長の印(3件)……………42
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における選挙長の事務取扱場所(3件)……………42
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における候補者の届出(6件)……………43
- 大和高原北部土地改良区総代選挙における候補者の辞退の届出……………45
- 大和高原北部土地改良区総代選挙の無投票(3件)…45

- 大和高原北部土地改良区総代選挙における選挙会場の設置（3件）……………45
- 農 業 委 員 会**
- 農政部会の招集……………46

告 示

奈良市告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良県立奈良病院	奈良県奈良市平松一丁目30-1	平成26年3月31日
牧野医院	奈良県奈良市学園北二丁目1-6	平成26年3月31日
奈良市立休日夜間応急診療所	奈良県奈良市二条大路南一丁目1番28号	平成26年3月31日
打田内科院	奈良県奈良市あやめ池南二丁目1-50	平成26年3月24日
糸井医院	奈良県奈良市西登美ヶ丘一丁目6-13	平成26年3月31日
林歯科医院	奈良県奈良市中山町西四丁目535-295	平成26年3月27日
アイリス薬局	奈良県奈良市北市町36-10	平成26年3月31日

(平成26年5月16日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年5月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良県総合医療センター	奈良県奈良市平松一丁目30-1	平成26年4月1日
奈良市立休日夜間応急診療所	奈良県奈良市柏木町519番地の28	平成26年4月1日
アイリス薬局	奈良県奈良市北市町36-10	平成26年4月1日
オレンジ薬局 西登美ヶ丘店	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目1番1号	平成26年5月1日
あしび薬局 敷島店	奈良県奈良市敷島町二丁目556-9	平成26年5月1日

(平成26年5月16日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年5月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
オレンジ薬局 西登美ヶ丘店	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目1番1号	居宅 居宅療養管理指導	平成26年5月1日
株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田2-8-10 光栄ビル1階	介護予防 居宅療養管理指導	平成26年5月1日
あしび薬局 敷島店	奈良県奈良市敷島町二丁目556-9	居宅 居宅療養管理指導	平成26年5月1日
有限会社奈良健康企画	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番13号	介護予防 居宅療養管理指導	平成26年5月1日
アイリス薬局	奈良県奈良市北市町36-10	居宅 居宅療養管理指導	平成26年4月1日
かえで株式会社	大阪府大阪市北区豊崎五丁目6番10号	介護予防 居宅療養管理指導	平成26年4月1日

(平成26年5月16日揭示済)

奈良市告示第360号

入江泰吉旧居の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市水門町49番2
入江泰吉旧居
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 入江泰吉旧居の事業の実施に関すること。
 - ① 旧居を一般の観覧に供すること。
 - ② 入江泰吉及び写真に関する各種講座等の開催を行うこと。
 - ③ その他入江泰吉旧居の設置目的を達成するために必要な事業
 - (2) 入江泰吉旧居の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成27年3月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部文化振興課
 - (2) 申請期間
平成26年5月27日から平成26年6月24日まで
 - (3) 提出書類
入江泰吉旧居指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ア 入江泰吉旧居指定管理者事業計画書
 - イ 入江泰吉旧居指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
 - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - カ 団体の役員名簿
 - キ 団体及びその代表者が平成25年分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
 - ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
 - ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他

その他の詳細は、入江泰吉旧居指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市市民活動部文化振興課

電話0742-34-4942

(平成26年5月19日揭示済)

奈良市告示第361号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年5月19日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成26年5月19日揭示済)

奈良市告示第362号

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、奈良市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。

(2) 支給対象者 別表第1に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき1万円とする。

2 支給対象者のうち、別表第2に掲げる者については、1人につき前項の額に5,000円を加算する。

(申請受付期間)

第5条 臨時福祉給付金の申請受付期間は、平成26年9月1日から同年12月1日までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、平成26年9月1日から平成27年2月27日までとする。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式、第2号様式又は第3号様式の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行わなければならない。

2 臨時福祉給付金の申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 前項第3号に掲げる方式により申請できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 金融機関に口座を開設していない者

(2) 金融機関から著しく離れた場所に居住している者

(3) その他前項第1号又は第2号の方式による支給が困難であると認められる者

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、

当該本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、前条の規定による申請を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 平成26年1月1日（以下「基準日」という。）現在における申請者の属する世帯の世帯構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(3) 平素から申請者本人の身の回りの世話をしている親族その他の者で市長が特に認める者

2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出しなければならない。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市は、代理人が第1項第1号に掲げる者の場合は住民基本台帳により、同項第2号及び第3号に掲げる者の場合は市長が別に定める方法により、代理権の有無を確認するものとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

2 別表第1(1)④に規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき同表(1)④アに規定する保護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

3 別表第1(1)⑤に規定する者が同表(1)⑤に規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。）に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

4 別表第1(6)に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき同表(6)に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周

知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条の申請受付期間内に第6条の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者は臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給することができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時福祉給付金(次項において「不当利得」という。)の返還を求めるものとする。

2 市長は、不当利得が加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給の決定を受けた者は、臨時福祉給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、臨時福祉給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月19日から施行する。

別表第1(第2条・第8条関係)

支給対象者

- (1) 臨時福祉給付金は、次の①から⑤までのいずれかの要件に該当し、かつ、⑥の要件に該当する者(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。
- ① 基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者
 - ② 基準日以前に住居基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次の③において同じ。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。次の③において同じ。)を市に行った者であって、

転入をした年月日(住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次の③において同じ。)が基準日の翌日以後である転入届(同項の規定による届出をいう。次の③において同じ。)をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

③ 基準日以前に住居基本台帳の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの(転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を市へ行った者を除く。)

④ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に住居基本台帳の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次の⑤において同じ。)であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等(児童(基準日において満18歳に満たない者(平成8年1月3日以降に生まれた者)をいう。)及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者(平成6年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)であって、その入所等している施設等が市に所在しているもの

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者(児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情

緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

⑤ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまで

に掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令）が出されていること。

ウ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以後に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

⑥ 平成26年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) (1)の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付

の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

- ③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)
- ④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていたとき及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止されたときを除く。)
- (3) (1)の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。
- (4) 基準日において(1)④のアからカまでのいずれかに該当する児童等については、(1)⑥の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、(1)④ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この(4)において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この(4)において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- (5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、(1)⑤アの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、(1)⑥の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及び

その同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

- (6) 基準日において、次の①又は②のいずれかに該当する者については、(1)⑥の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- ① 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下この①において「障害者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- ② 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和24年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下この②において「高齢者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

別表第2（第4条関係）
加算措置の対象者

支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、1人につき5,000円を加算する。

- ① 次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（平成26年4月分又は同年5月分の年金の受給者に限る。)
- ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による老齢基礎年金（繰上げ支給によるものを含む。）、障害基礎年金又は遺族基礎年金
- イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金
- ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行

農林年金のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金

- ② 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の平成26年1月分の受給者
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者
- ④ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による福祉手当の平成26年1月分の受給者
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者
- ⑥ 毒ガス障害者救済対策事業の実施について（昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下この⑥において「局長通知」という。）による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者
- ⑦ ガス障害者に対する特別手当等支給要綱（昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この⑦において「要綱」という。）の規定による特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当（要綱第3条第3項(2)に規定する場合に支給される介護手当をいう。）の平成26年1月分の受給者

- ⑧ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者
- ⑨ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）の規定による健康被害救済給付金（障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者
- ⑩ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定による副作用救済給付（障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。）又は感染救済給付（障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。）の平成26年1月分の受給者

別記
第1号様式(第6条関係)

【世帯用】

臨時福祉給付金 申請書(請求書)

※この申請書(請求書)は、世帯における扶養者が、その扶養親族等で同一の世帯にいる申請・受給者を代理し、まとめて臨時福祉給付金を申請・請求及び受給する場合にご利用いただくものです。



平成26年1月1日時点の住民票所在地
奈良市長

1. 申請・受給者 記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。
※裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。
住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

加算措置 (加算措置対象番号一覧)

加算の有無	対象番号	① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等	② 児童扶養手当	③ 特別児童扶養手当
有・無		④ 障害児福祉手当 ⑤ 特別障害者手当 ⑥ 経過的福祉手当 ⑦ 原爆被爆者諸手当	⑧ 毒ガス障害者対策手当 ⑨ ガス障害者対策手当 ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金	⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金 ⑫ 副作用救済給付又は感染救済給付

※複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上記載。(複数記載可)

2. 上記1.の申請・受給者の扶養親族等であって同一の世帯に属する支給対象者

上記1.の申請・受給者(以下【a】といいます。)が、その扶養親族等で同一の世帯にいる支給対象者(以下【b】といいます。)を代表して、代理申請・受給する場合には、【b】の氏名等を下の欄に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)～(7)に誓約・同意し、【a】に申請・請求及び受給を委任するものとします。)

※加算対象者は、「対象番号」欄に上記1.の(加算措置対象番号一覧)にある該当番号(複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上。)を記載してください。

	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	加算措置	
				加算の有無	対象番号
1		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
2		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
3		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
4		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	
5		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	有・無	

*記名押印に代えて署名することができます。

3. 支給額(請求額)

A 支給対象者 人 × 1万円 + B 加算措置対象者 人 × 5千円 = C 支給額の合計 (請求額) 円

※1.の申請・受給者と2.の支給対象者の合計

※Aのうち加算措置対象者の合計

4. 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 指定の金融機関口座(1.の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ B 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成26年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(2.の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分のみ支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (7) [加算対象番号①に該当する場合] 加算対象番号①の年金の受給権(平成26年3月分)があり、平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月分又は5月分の年金を受給)を受けます。

申請内容確認書類
写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。
※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類([表面1の加算措置対象番号]の①の一部、⑨、⑫に該当する方)

【① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】

65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記の(1)~(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1)平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し (平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2)日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	
(3)共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4)年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れてした方又は手続中の方)	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し

【⑨ガス障害者対策手当】

全ての受給者 : 医療手帳(又は医療券)及び手当支払通知書の写し

【⑫副作用救済給付又は感染救済給付】

全ての受給者 : 振込通知書の写し

振込先金融機関口座確認書類

写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

第2号様式(第6条関係)

〔個人用〕

臨時福祉給付金 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、原則として、単身世帯の方などが御自身で申請・受給をされる場合にご利用いただくものです。

平成26年1月1日時点の住民票所在地
奈良市長



1. 申請・受給者

氏名 (フリガナ)		性別	生年月日	記入日	平成	年	月	日
氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成					
印			年 月 日	住所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要				
				電話 ()				

* 記名押印に代えて署名することができます。
※ 裏面の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。

加算措置 (加算措置対象番号一覧)

加算の有無	対象番号	① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等	② 児童扶養手当	③ 特別児童扶養手当
有・無		④ 障害児福祉手当	⑤ 特別障害者手当	⑥ 経過的福祉手当
		⑦ 原爆被爆者諸手当	⑧ 毒ガス障害者対策手当	⑨ ガス障害者対策手当
		⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金	⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金	⑫ 副作用救済給付又は感染救済給付

※ 複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上記載。(複数記載可)

2. 支給額(請求額) (該当する支給額(請求額)(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

支給額(請求額)	<input type="checkbox"/> A 10,000円	<input type="checkbox"/> B 15,000円	A 10,000円 : 加算措置の対象とはならない方
			B 15,000円 : 加算措置の対象となる方

3. 上記1. の申請・受給者に扶養者がいる場合

平成26年1月1日時点で、上記1. の申請・受給者を扶養していた方(扶養者)がおり、その住民票所在地が平成26年1月1日時点で奈良市内にあった場合は下の同意欄(A)に扶養者が氏名等を記入してください。また、扶養者の住民票所在地が平成26年1月1日時点で別の市区町村内にあった場合は、扶養者の平成26年度分の納税証明書(いわゆる非課税証明書)を添付の上、下の欄(B)に氏名等を記入してください。

【扶養者の住民票所在地が奈良市内にある場合(A)】

扶養者	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	住所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地を記載)
	氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成	住所
	印		年 月 日	電話 ()

下記事項に同意します。
・平成26年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がありません。
・上記1. の申請・受給者に関する臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が私について必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供等を他の行政機関等に求めることに同意します。

記入日 平成 年 月 日

* 記名押印に代えて署名することができます。

【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】(非課税証明書を添付してください。)

扶養者	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	住所 (平成26年1月1日時点の住民票所在地を記載)
	氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成	住所
			年 月 日	電話 ()

4. 受取方法(希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

□ A 指定の金融機関口座(1. 申請・受給者又は5. の代理人の口座に限りです。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 2. 金庫 3. 信組 4. 信連	5. 農協 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	
	店番号			

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

□ B 現金による支給を希望 (金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

裏面も記入

(申請書裏面)

5. 代理申請・受給を行う場合

記入日	平成 年 月 日	代理人 (フリガナ)	代理人 性別	申請・受給 者との関係	代理人生年月日	代理人住所
代理人		①	男・女	1.同一世帯 2.法定代理人 3.その他	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時福祉給付金の { 申請・請求 } を委任します。						申請・受給者
						②

*記名押印に代えて署名することができます。

※申請・受給者との関係(代理申請・受給が可能な方一覧)
 1. 同一世帯：平成26年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
 2. 法定代理人：親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人
 3. その他：平素から申請者本人の身の回りの世話をしている親族その他の者で市長が特に認める者

- 「誓約・同意事項」
- 平成26年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
 - 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
 - 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
 - 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は申請が取り下げられたものとみなします。
 - 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分の支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
 - [加算対象番号①に該当する場合] 加算対象番号①の年金の受給権(平成26年3月分)があり、平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月分又は5月分の年金を受給)を受けます。

申請内容確認書類 写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 本人確認書類(写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し等)
 ※ 代理申請・受給を希望される場合は、表面1.の申請・受給者に加え、代理人の本人確認書類(必要に応じて代理関係を確認できる書類)も添付してください。
 ※ 外国人の方の本人確認書類は、在留カード、特別永住者証明書等となります。

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要がありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類([表面1の加算措置対象番号]の①の一部、⑨、⑫に該当する方)
 - 【① 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等】
 65歳未満の(昭和24年3月2日以降に生まれた)方で、下記(1)～(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。65歳以上の方は添付不要です。

65歳未満で①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1)平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し(平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2)日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	
(3)共済組合等が支給する年金のみを受給している方	
(4)年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れてした方又は手続中の方)	

 - 【⑨ガス障害者対策手当】
 全ての受給者：医療手帳(又は医療券)及び手当支払通知書の写し
 - 【⑫副作用救済給付又は感染救済給付】
 全ての受給者：振込通知書の写し
- 扶養者の非課税証明書([表面2の【扶養者の住民票所在地が別の市区町村内にある場合(B)】に記載の方)

振込先金融機関口座確認書類 写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

第3号様式(第5条関係)

【施設入所児童等用】

臨時福祉給付金 申請書(請求書)

※ この申請書(請求書)は、施設入所児童等の入所する施設の職員等が、当該児童等に係る臨時福祉給付金の申請を代理し、
まとめて臨時福祉給付金を申請するほか、施設入所児童等がご自身で申請される場合にご利用いただくものです。

施設等が所在する市区町村
奈良市長



施設等の名称	施設等の種類	設置者等の氏名 (法人名等)	施設等が所在する住所又は里親住所地
			電話 ()

1. 申請方法(申請方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)
- A 施設職員等による代理申請 → 下記の2. 5. 6. (A)を記載するとともに、3. の記載内容をもとに、別紙様式1を記載、添付してください。
- B 本人による申請 → 下記の4. 5. 6. (B又はC)を記載してください。

2. 代理申請を行う者

		記入日	平成	年	月	日
代理人	(フリガナ)	代理人	代理人		代理人	
	代理人氏名	性別	代理人	代理人	代理人	
	Ⓜ	男・女	年	月	日	

* 記名押印に代えて署名することができます。

3. 上記2. の者が所属する施設等に入所等している支給対象者
- 上記2. の代理申請を行う者(以下【a】といいます。)が、その者が所属する施設等に入所等している支給対象者(以下【b】といいます。)を代理して、申請する場合には、【b】の氏名等及び受取口座を別紙様式1に御記入ください(この場合、【b】は、それぞれ裏面(1)~(8)に誓約・同意し、【a】に申請・請求を委任するものとします。)

4. 申請・受給者

		記入日	平成	年	月	日
氏名	(フリガナ)	性別	生年月日	住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地)		
	Ⓜ	男・女	(西暦)	※「施設等が所在する住所又は里親住所地」と同じ場合は記載不要		
			年	月	日	

* 記名押印に代えて署名することができます。

※ 裏面の事項(1)~(8)に誓約・同意の上、臨時福祉給付金を申請します。

加算措置 (加算措置対象番号一覧)

加算の有無	対象番号	① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等	② 児童扶養手当	③ 特別児童扶養手当
有・無		④ 障害児福祉手当	⑤ 特別障害者手当	⑥ 経過的福祉手当
		⑦ 原爆被爆者諸手当	⑧ 毒ガス障害者対策手当	⑨ ガス障害者対策手当
		⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金	⑪ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済給付金	⑫ 副作用救済給付又は感染救済給付

※ 複数の該当する場合は任意の番号を1つ以上記載。(複数記載可)

5. 支給額(請求額)

A 支給対象者	人	× 1万円	+	B 加算措置対象者	人	× 5千円	=	C 支給額の合計	円
---------	---	-------	---	-----------	---	-------	---	----------	---

※4.の申請・受給者または別紙様式1の支給対象者の合計

※Aのうちで加算措置対象者の合計

6. 受取方法(希望する受取方法(下記のA、B又はC)のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
- A 支給対象者ごとに別紙様式1記載の指定の金融機関口座への振込を希望(施設職員等による代理申請の場合)
- B 指定の金融機関口座(4.の申請・受給者の口座に限ります。)への振込を希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座	(右詰めでお書きください。)	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- C 現金による支給を希望
(1. でBを選択しており、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

(申請書裏面)

「誓約・同意事項」

- (1) 平成26年度分の市民税(均等割)の計算において課税される所得金額がなく、その他の臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- (2) 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等(別紙様式1記載の支給対象者に係る支給要件の該当性等を含みます。)を審査するため、奈良市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月31日までに、奈良市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 臨時福祉給付金の支給後、平成26年度分の市民税(均等割)が課税されていることや、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。また、加算措置分のみ支給要件に該当しないことが判明した場合には、加算措置分の臨時福祉給付金を返還します。
- (7) [加算対象番号①に該当する場合]加算対象番号①の年金の受給権(平成26年3月分)があり、平成26年4月の特例水準の解消の影響(平成26年4月又は5月分の年金受給)を受けます。
- (8) 申請者のうち、平成26年1月1日において中学生までの児童(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童)であり、平成26年1月2日以降に入所をした方については、課税状況等の審査において、申請者の保護者が課税されていることが明らかとなった場合、当該申請(請求)書は、子育て世帯臨時特例給付金の申請(請求)書であるものとみなします。なお、その場合、以下のとおり取り扱います。
 - ・子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当することを誓約したものとみなします。
 - ・子育て世帯臨時特例給付金の支給後に支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。
 - ・上記(2)から(5)までの「臨時福祉給付金」を「子育て世帯臨時特例給付金」と読み替えて同意したものとみなします。

申請内容確認書類
写し 貼付け

『必ず添付が必要』

- 代理申請を行う者の本人確認書類及び施設名、施設設置者が確認できる書類の写し
例) 措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類 等

『一部の方のみ添付が必要』(ほとんどの方は添付して頂く必要はありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。)

- 加算関係確認書類([表面4又は別紙様式1の加算措置対象番号]の①の一部、⑫に該当する方)

【①障害基礎年金、遺族基礎年金等】(※下記以外の方は加算関係書類の添付は不要)
下記の(1)～(4)に該当する方は必要な書類を添付してください。

①の確認書類の添付が必要な方	添付書類
(1)平成26年1月2日以降に他市区町村へ転出した方	年金額改定通知書の写し(平成26年6月(一部の方は5月)に送付予定。)
(2)日本年金機構に住民票の住所ではなく他市区町村の居所を住所として登録している方	
(3)共済組合等が支給する年金のみを受給している方。	年金の裁定後に送られてくる年金証書の写し
(4)年金額改定通知書が送付されない方(年金の裁定請求を遅れた方又は手続き中の方)	

【⑫副作用救済給付又は感染救済給付]
全ての受給者 : 振込通知書の写し

※ 1. のAに基づき別紙様式1に記載する場合は、加算措置の申請を行っている支給対象者がわかるように、貼付書類(各通知書等の写し)に別紙様式1の各支給対象者ごとの「No」欄の数字を記載してください。

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け ※

『必ず添付が必要』

- 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し

※ 1. のAに基づき別紙様式1に記載する場合は、各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写しを別紙様式2により添付してください。

枚数 / 総枚数 枚目

臨時福祉給付金 申請書(請求書)(施設入所児童等用)(別紙様式1)

施設等に入所等している支給対象者

※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

※加算対象者は、「加算措置」の「対象番号」欄に下記の「加算措置対象番号」一覧にある該当番号(複数に該当する場合は任意の番号を1つ以上)を記載してください。

(複数記載可)

(加算措置対象番号一覧)

- ① 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等
- ② 児童扶養手当
- ③ 特別児童扶養手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 特別障害者手当
- ⑥ 経過的福祉手当
- ⑦ 原爆被爆者諸手当
- ⑧ 毒ガス障害者対策手当
- ⑨ ガス障害者対策手当
- ⑩ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害救済給付金
- ⑫ 副作用救済給付又は感染救済給付
- ⑬ 副作用救済給付又は感染救済給付

※支給対象者一人一人の受取口座がわかる振込先金融機関口座確認書類(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し)を、別紙様式2に貼り付けて添付してください。

No	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日 (西暦)	加算措置 加算の有無	受取口座記入欄			口座番号 (右記でお書きください。)	分類	口座名義 (フリガナ)
					金融機関名	支店名	支店名			
1		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
2		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
3		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
4		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
5		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
6		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
7		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
8		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
9		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			
10		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	本支店 本支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座			

※ゆづら、銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないでください。

(別紙様式1 裏面)

※支給対象者は、氏名が50音順になるよう記載してください。全ての支給対象者が記載できない場合は、用紙を追加してください。

No	氏名 (フリガナ)	性別	生年月日 (西暦)	加算措置 対象の 有・無	金融機関名	受取口座記入欄			
						支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ)
11		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
12		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
13		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
14		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
15		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
16		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
17		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
18		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
19		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		
20		男・女	年 月 日	有・無	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		

※ゆうちよ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないでください。

※ 上記支給対象者のうち、入所して間もないために本人名義の口座を開設していない等、特段の理由がある者に限り、代理受給を行うための受取口座(小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設等の設置者の口座に限る。)をご記入ください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1.普通 2.当座		

※ゆうちよ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないでください。

振込先金融機関口座確認書類 貼付用紙(別紙様式2)

枚数 / 総枚数 枚目

振込先金融機関口座確認書類
写し 貼付け ※

『必ず添付が必要』

- 各支給対象者の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳かキャッシュカードの写し
- ※ 通帳かキャッシュカードの写しには、どの支給対象者の受取口座であるかがわかるよう、各支給対象者ごとに別紙様式1の「No」欄の番号を記載し、上から番号順に貼付して下さい。
- 確認書類を貼り付けるスペースが足りない場合は、用紙を追加して下さい。

(平成26年5月19日揭示済)

奈良市告示第363号

奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱
(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えをを図る観点から、臨時的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、奈良市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別表第1に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。
- (3) 対象児童 別表第2に掲げる者をいう。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

(申請受付期間)

第4条 子育て世帯臨時特例給付金の申請受付期間は、平成26年9月1日から同年12月1日までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、平成26年9月1日から平成27年2月27日までとする。

(申請及び支給の方式)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第3の規定に基づき、別記第1号様式又は第2号様式の申請書（以下「申請書」という。）により申請を行わなければならない。

2 子育て世帯臨時特例給付金の申請及び支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 前項第3号に掲げる方式により申請できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 金融機関に口座を開設していない者
- (2) 金融機関から著しく離れた場所に居住している者
- (3) その他前項第1号又は第2号の方式による支給が困難であると認められる者

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、前条の規定による申請を行うことができる者（以下「代理人」という。）は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定し、当該支給対象者に対し子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条の申請受付期間内に第5条の申請が行われなかった場合、当該支給対象者は子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給の決定を受けた者は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月19日から施行する。

別表第1 (第2条・第5条関係)
支給対象者

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金 (以下「給付金」という。) は、平成26年1月分の児童手当法 (昭和46年法律第73号) による児童手当 (同法附則第2条第1項の給付を含む。以下「児童手当」という。) の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。
- (2) (1)に規定するほか、給付金は、次のいずれかに該当する児童 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。) に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。
- ① 平成26年1月1日 (以下「基準日」という。) に出生し、同日において住民基本台帳に記録されているもの
- ② 基準日に国外から転入 (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第22条第1項に規定する転入をいう。別表第3の(2)の①において同じ。) をしたことにより、同日において住民基本台帳に記録されているもの
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合及びこの(3)の規定により給付金を支給される者 (同表の①及び③の右欄に掲げる者に限る。) に係る(1)又は(2)に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合には、この限りでない。

<p>① (1)又は(2)に規定する者が死亡した場合 (この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 別表第2の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村 (特別区を含む。以下同じ。) が把握した場合 (その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだこ</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>

の②の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。)

- ③ (1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者 (現に別表第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。) が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求 (同法附則第2条第3項において準用する場合を含む、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合) については、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。別表第3の(2)の⑥において同じ。) をし、市による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合 (当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合)

左欄に掲げる当該者の配偶者

別表第2 (第2条関係)
対象児童

- 別表第1の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童 (給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。) は当該者に支給される平成26年1月分の児童手当に係る児童、同表の(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童 (同表の(2)の①又は②に掲げる児童に限る。) とする (同表の(3)の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。)。ただし、対象児童が次の①から⑦までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- ① 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- ② 臨時福祉給付金の支給対象者である場合
- ③ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者 (基準日に保護が停止されていた

者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合

- ④ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下この④において「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- ⑤ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この⑤において同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- ⑥ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この⑥において「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)である場合
- ⑦ 給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

別表第3(第5条関係)

支給の申請

- (1) 基準日において市の住民基本台帳に記録されている者は、市に対して支給の申請を行う。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。
- ① 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。)をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届(同法第22条第1項の規定による届出をいう。)をしたもの
- ② 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、①に掲げる者以外のもの

- ③ 別表第1の(3)の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者(当該者に係る別表第1の(1)又は(2)に規定する者がこの3の規定により、市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。)
- ④ 別表第1の(3)の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者(当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。)
- ⑤ 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしていることが認められている者(基準日において、市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。)であって、市から平成26年1月分の児童手当又は1の(2)の①若しくは②に掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けている者
- ⑥ 別表第1の(3)の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者(市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。)

別記
第1号様式(第5条関係)

子育て世帯臨時特例給付金 申請書(請求書)



平成26年1月1日時点の住民票所在地
奈良市長

1. 申請・請求者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記載不要

※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童等

平成26年1月分の児童手当の支給対象児童等(※)について記入してください。
※「支給対象児童等」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	申請者の 扶養親族等に 該当するか	現住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
2			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
3			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
4			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
5			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	

※同居・別居の別については平成26年1月1日時点の状況を選択してください。

※ここでの「扶養親族等」とは税法上の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者です。

対象児童の中に申請・請求者の扶養親族に「非該当」の方がいる場合、その児童を扶養している方について記入してください。
(この場合、上記1.の申請・請求者が子育て世帯臨時特例給付金を受給するに当たり必要となる審査のため、下記の方はそれぞれ裏面(2)及び(3)に誓約・同意するものとします。)

対象児童 No.	(フリガナ) 氏名	生年月日	対象児童 との続柄	住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地)
	Ⓜ	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	Ⓜ	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		

*記名押印に代えて署名することができます。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	万円
-------	---	---------	----

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記入要領を参照してください。)

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

□ A 児童手当振込口座への振込を希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

□ B 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望

※Bを選択した場合(児童手当振込口座と異なる口座を希望する場合は振込先金融機関口座確認書類を添付してください。)

【受取口座記入欄】児童手当振込口座以外の口座を指定する場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□ C 現金による支給を希望

(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月31日までに、奈良市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成25年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

申請内容確認書類

(4. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(児童手当の振込口座以外を記載した場合は提出してください。)

第2号様式(第5条関係)

公務員

子育て世帯臨時特例給付金 申請書(請求書)

奈良市
受付印

平成26年1月1日時点の住民票所在地
奈良市長

1. 申請・請求者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
Ⓜ	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
*記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			

2. 対象児童等

平成26年1月分の児童手当の支給対象児童等(※)について記入してください。
※「支給対象児童等」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	申請者の 扶養親族等に 該当するか	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
2			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
3			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
4			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	
5			男・女	平成 年 月 日	同・別	該当・ 非該当	

※同居・別居の別については平成26年1月1日時点の状況を選択してください。

※ここでの「扶養親族等」とは税法上の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者です。

対象児童の中に申請・請求者の扶養親族に「非該当」の方がいる場合、その児童を扶養している方について記入してください。
(この場合、上記1.の申請・請求者が子育て世帯臨時特例給付金を受給するに当たり必要となる審査のため、下記の方はそれぞれ裏面(2)及び(3)に誓約・同意するものとします。)

対象児童 No.	(フリガナ) 氏名	生年月日	対象児童 との続柄	住所(平成26年1月1日時点の住民票所在地)
	Ⓜ	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	Ⓜ	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		

*記名押印に代えて署名することができます。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	万円
-------	---	---------	----

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

(裏面も確認してください。)

(日本工業規格A列4番)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい。)

- A 添付の証明書に記載されている児童手当振込口座への振込を希望(受取口座記入欄への記入は不要です。) 振込先金融機関口座確認書類を必ず添付してください。
- B 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望 振込先金融機関口座確認書類を必ず添付してください。

【受取口座記入欄】児童手当振込口座以外の口座を指定する場合のみ記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				(フリガナ) 口座名義
			1	2	3	4	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店	1普通	□	□	□	□	
	本・支所 出張所	2当座	□	□	□	□	
	店番号		□	□	□	□	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- C 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方の取扱いであるため、原則としてA又はBを選択してください。)

【誓約・同意事項】

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当します。
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給要件の該当性等を審査するため、奈良市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、奈良市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 奈良市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、平成27年3月31日までに、奈良市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、奈良市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、平成25年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特例給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯臨時特例給付金を返還します。

申請内容確認書類

(4. 受取方法にB・Cを選択した場合は、本人確認書類の写しを提出してください。)

※住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(必ず提出してください。)

所屬庁から交付される「児童手当(特例給付)受給状況証明書」を併せて提出してください。

(平成26年 5月19日 掲示済)

奈良市告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年 5月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年 7月 9日 奈良市指令都整開 第13A-17号
平成25年10月16日
奈良市指令都整開 第13A-17-1号
平成26年 3月13日
奈良市指令都整開 第13A-17-2号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年 5月19日 第1411号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園南一丁目990番16及び990番18
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府東大阪市東石切町1-3-29
仲谷 穰治

(平成26年 5月19日 掲示済)

奈良市告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年 5月19日

奈良市長 仲川元庸

	名称	所在地	変更年月日
旧	財団法人 沢井病院	奈良県奈良市船橋町8番地	平成26年 4月 1日
新	一般財団法人 沢井病院	奈良県奈良市船橋町8番地	
旧	医療法人松本快生会 西奈良中央病院附属丸山診療所	奈良県奈良市丸山二丁目1220-163	平成25年10月 1日
新	社会医療法人松本快生会 西奈良中央病院附属丸山診療所	奈良県奈良市丸山二丁目1220-163	
旧	財団法人 沢井病院訪問看護ステーション佐保	奈良県奈良市船橋町8番地	平成26年 4月 1日
新	一般財団法人 沢井病院訪問看護ステーション佐保	奈良県奈良市船橋町8番地	

(平成26年 5月19日 掲示済)

奈良市告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年 5月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人 中野産婦人科	奈良県奈良市四条大路一丁目3番57号	平成26年 4月 1日

(平成26年 5月19日 掲示済)

奈良市告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年 5月19日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年 3月31日 平成26年 3月31日
富雄セントラルクリニック デイサービスステーション	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2		
医療法人大和医仁会	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2		

(平成26年 5月19日 掲示済)

奈良市告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同

法第55条の2の規定により告示します。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	財団法人 沢井病院	奈良県奈良市船橋町8番地	財団法人 沢井病院	平成26年4月1日
新	一般財団法人 沢井病院	奈良県奈良市船橋町8番地	一般財団法人 沢井病院	

(平成26年5月19日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
富雄セントラルクリニック	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	居宅 通所リハビリテーション	平成26年4月1日
医療法人大和医仁会	奈良県奈良市二名平野二丁目2148-2	介護予防 通所リハビリテーション	平成26年4月1日

(平成26年5月19日揭示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
佐藤 学		柔道整復	平成26年4月30日
さくら鍼灸接骨院 (佐藤 学)	奈良県奈良市学園北一丁目8-8 サンライトビル1階		

(平成26年5月19日揭示済)

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岡本 剛		柔道整復	平成26年5月1日
さくら鍼灸整骨院 (岡本 剛)	奈良県奈良市学園北一丁目8-8 サンライトビル1階		

(平成26年5月19日揭示済)

平成26年5月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第372号

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市雨水タンク設置補助金交付要綱（平成24年奈良市

告示第292号)の一部を次のように改正する。
 第5条及び別記第1号様式中「30,000円」を「20,000円」に改める。
 附則
 この告示は、平成26年5月19日から施行する。
 (平成26年5月19日揭示済)

奈良市告示第373号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年5月20日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年5月20日揭示済)

奈良市告示第374号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により同条第5項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月21日

奈良市長 仲川元庸

期	日	平成26年5月29日(木曜日)午後7時から
場	所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟 2階 第16会議室
申請内容	申請の要旨	第一種住居地域内における展示場(平城京跡展示館)の新築工事について
	申請者	国土交通省近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 大石 智弘
	申請場所	奈良市二条大路南三丁目215番7他
	建築物概要	敷地面積 18,416.49㎡ 建築面積 約7,300.00㎡ 延べ面積 約6,800.00㎡ 階数 2階

- この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課までお問い合わせください。電話：0742-34-4750(直通)
(平成26年5月21日揭示済)

奈良市告示第375号

奈良市農商工連携新商品開発支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年5月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市農商工連携新商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農林畜産業者と商工業者が連携して行う市内の農林畜産物を使った新商品の開発を支援することにより、新たな市場及び付加価値を創出するとともに、農山村地域の振興と地域経済の活性化に資するため、新商品の開発を行う費用について、予算の範囲内で農商工連携新商品開発支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところ

による。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 市内に圃場等を有する農林畜産業者と商工業者の連携体の代表者であること。
- 新商品を積極的に販売し、農山村地域の振興と地域経済の活性化に貢献する意欲があると認められること。
- 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等と関係を有していないこと。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市内の農林畜産物を使用した新商品の開発とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費とする。

- 事務事業費(謝金、旅費、賃借料、連携構築費、雑役務費及び委託費)
- 販路開拓費(マーケティング調査費、展示会等出展費、広報費及び委託費)
- 試作・開発費(原材料費、機械装置等の賃借料・購入費、試作・実験費、委託費、技術指導費及びパッケ

－ジグ・ネーミング開発費)

- (4) その他の経費（前3号に掲げる経費以外の経費で、市長が認めるもの）
- 2 補助金の交付決定前に契約又は支払が行われた経費は、補助対象経費としない。ただし、連携構築費、マーケティング調査費その他の経費で、補助金の交付決定前に契約又は支払を行うことがやむを得ないと市長が認めるものについては、補助対象経費とすることがある。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費（国、他の地方公共団体その他の団体から補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が500,000円を超える場合は、500,000円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 連携体の全構成員に係る次に掲げる書類
 - ア 直近の事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（これらの財務諸表を作成していない者にあつては収支計算書）
 - イ 法人その他の団体にあつては、登記事項証明書の写しその他の事業内容が分かる書類
- (4) 国、他の地方公共団体その他の団体から新商品の開発について補助金等の交付を受けるときは、交付申請書、交付決定通知書等その概要が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新商品開発の事業内容が分かる書類
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成26年5月21日から施行する。
(平成26年5月21日揭示済)

奈良市告示第376号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務
- (2) 業務場所 奈良市東九条町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年11月28日まで
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 17,850円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限価格 10,710円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年5月21日揭示済)

奈良市告示第377号

平成26年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の8.2
- (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 26,400円
- (3) 世帯別平等割
1世帯につき 24,600円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の2
- (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 7,200円
- (3) 世帯別平等割
1世帯につき 6,000円

3 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100分の2
- (2) 被保険者均等割
被保険者1人につき 16,200円

(平成26年5月21日揭示済)

奈良市告示第378号

平成26年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月21日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円
- (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円
- (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円
- (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円
- (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円
- (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円
- (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
- (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円
- (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
- (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円
- (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円

3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 11,340円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 8,100円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,240円

(平成26年 5月21日揭示済)

奈良市告示第379号

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 5月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市地域集会所建築費補助金交付要綱（平成 8年奈良市告示第195号）の一部を次のように改正する。

第2条中「掲げるもの」の次に「(他の公的な補助等を受けたもの又は受けることが決定しているものを除く。)」を加える。

第3条ただし書を削る。

第4条中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第1号中「700万円」を「600万円」に改め、同条第2号中「300万円」を「200万円」に改める。

第5条第1項中「20年」を「30年」に改め、同条第2項中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。

(平成26年 5月21日揭示済)

奈良市告示第380号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成26年 5月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成26年 5月22日揭示済)

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市中山町1322番2及び1323番1の各一部
道路の幅員	最大5.02m 最小5.02m
道路の延長	33.00m
指定年月日	平成26年 5月22日
指定番号	第H2510号

奈良市告示第381号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年 5月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年 5月22日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年 5月22日揭示済)

奈良市告示第382号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成 2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成 2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成26年 5月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

名 称	御霊神社門、塀
所 在 地	奈良市薬師堂町23番、24番
概 要	南門・西門（本瓦葺） 土塀及び焼杉腰板張漆喰塗塀

(平成26年5月23日揭示済)

奈良市告示第383号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年5月23日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション官公庁オークション）による。

（自動車 2件）

物件番号	物件名 (財産名称)	初年度登録	排気量 (L)	予 定 価 格 (円)	入 札 保 証 金 (円)
車-1	高規格救急自動車	平成17年 2月	3.37	150,000	15,000
車-2	トヨタスターレット レイユL	平成7年 4月	1.33	7,000	700

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成26年5月23日揭示済)

奈良市告示第384号

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定しますので、次のとおり告示します。

平成26年5月26日

奈良市長 仲川元庸

I 目的

奈良市では、平成23年度から平成32年度までの奈良市第4次総合計画（以下「総合計画」という。）を策定している。平成23年度から5年間を計画期間とする奈良市第4次総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）が平成27年度で終了するため、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする奈良市第4次総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定する。

後期基本計画の策定を確実かつ効率的に遂行するため、策定全般の細部にわたるコンサルティング業務委託を行うこととし、受託事業者についてはプロポーザル方式により選定するものとする。

II 業務の名称、業務の内容、履行期間及び予算の概要

- 1 業務の名称 奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務委託（以下「本業務」という。）
- 2 業務の内容 奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」と

いう。）のとおり

- 3 履行期間 契約の日から平成28年3月31日まで
- 4 予算の概要 後期基本計画策定委託料 14,000,000円（消費税及び地方消費税込み）
(継続費設定 平成26年度 9,000,000円、平成27年度 5,000,000円)

以下省略

(平成26年5月26日揭示済)

奈良市告示第385号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成26年5月26日

奈良市長 仲川元庸

1 事業内容等

- (1) 事業名 奈良市地域子育て支援拠点事業
- (2) 募集地域及び設置箇所数（2箇所）

①つどいの広場

募集地域：富雄中学校通学区域

設置箇所数：1箇所

②地域子育て支援センター

募集地域：都南中学校通学区域

設置箇所数：1箇所

(3) 事業内容

地域子育て支援拠点事業の実施

(4) 委託料

委託料は、次のとおりとする。

（委託料の上限）

①つどいの広場：金2,543,000円

②地域子育て支援センター：金3,083,000円

(5) 委託期間

①つどいの広場：平成26年9月1日から平成27年3月31日まで

②地域子育て支援センター：平成26年11月1日から平成27年3月31日まで

以下省略

(平成26年5月26日揭示済)

奈良市告示第386号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年5月26日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 奈良市市営住宅管理システム最適化事業
- (2) 目的 本事業は、平成24年5月に策定した「奈良市情報シ

システム最適化計画」に基づき、市営住宅管理のシステムの導入・運用を行い、高い費用対効果と事業継続性を備えた情報システムとすることを目的とする。

(3) 事業内容

- ① 要件定義、設計、開発、テスト、システム移行、データ移行に係る作業
- ② 運用保守（オペレーション、運用支援、セキュリティ管理、変更管理、保守管理、サービスレベル管理）に係る作業
- ③ 必要なハードウェア（サーバ、開発用機器等を含む）、ソフトウェア（運用管理、データベースを含む）及びミドルウェアの提供とこれに付帯する作業
- ④ 利用する特殊機器、周辺機器の提供とこれに付帯する作業
- ⑤ 総務省の中間標準レイアウト仕様での新システムの継続システムへのデータ移行時のデータ抽出作業

(4) 契約期間

契約締結の日から平成37年3月31日（予定）まで。
主なスケジュールは以下のとおり。

- 平成26年8月 落札者の決定、契約締結
- 平成27年4月 システム本稼働、賃貸借開始
- 平成37年3月 システム運用終了

(5) 予定価格

53,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 仕様

詳細については、入札参加表明書提出時に提供する「入札仕様書」のとおり。

(7) 履行場所

奈良市市民生活部住宅課（奈良市二条大路南一丁目1番1号）その他本市が指定する場所、本市が認める場所。

(8) 入札実施スケジュール

- 平成26年5月30日（金）参加表明書提出締切
- 平成26年6月6日（金）質問書受付締切
- 平成26年6月13日（金）質問回答
- 平成26年6月18日（水）参加申請書提出締切
- 平成26年6月20日（金）参加資格審査結果通知
- 平成26年6月27日（金）提案書提出締切
- 平成26年7月15日（火）又は16日（水）
デモンストレーション
- 平成26年7月23日（水）プレゼンテーション並びに入札書開札
- 平成26年7月下旬（予定）最終審査結果通知

以下省略

(平成26年5月26日掲示済)

奈良市告示第387号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成26年5月26日

奈良市長 仲川元庸

財務会計システム更新に伴う公会計業務支援委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 業務の目的

平成19年に総務省自治財政局通知「公会計の整備推進について」が公表され、本市においても平成20年度決算より「総務省方式改訂モデル」に準拠した財務書類の作成・公表を開始しているものの、具体的な活用までには至っていない。

これは、「総務省方式改訂モデル」が官庁会計の決算数値を組み替えることによって財務書類を作成する「簡便的な作成方法」であり、また、固定資産台帳の整備が完了していないことから、計上されているストック情報やコスト情報を検証できないという問題を抱えているためである。

そこで、本市では、発生主義・複式簿記をベースとする新たな公会計制度を導入するにあたり、PDCAサイクルによる行政経営への活用を目指すため、平成28年度決算分から「新モデル（平成26年4月に総務省から公表された「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に基づくもの。）」を踏襲した財務書類を作成することとした。ストック情報やコスト情報をより正確に把握し、有効な事業評価、施設管理、財政マネジメント等の実行につなげていく。

すなわち、本市は公会計改革による行政経営の革新を目指しており、本業務は、そのための財務書類の作成及び活用等について専門的な助言等を求めるとともに、人材の育成を通じ、全庁を挙げて財務情報を分析し行政経営に活用できる体制を整備することを目的としている。

2 業務の名称、内容、履行期間及び予算の概要

(1) 業務名称

財務会計システム更新に伴う公会計業務支援委託

(2) 業務内容

上記1の業務目的を実行に移すため主として、次に掲げる業務とする。

① 財務書類及び連結財務書類の作成に必要な会計ルール等を本市と協議の上作成すること。また、平成25年度から平成28年度の各年度決算に基づく財務書類及び財務報告書について、アカウントビリティ（住民や議会に対しどのような情報を発信していくべきか）の観点から助言を行うこと。

② 固定資産の評価基準等を本市と協議の上作成し、これに基づいて本市が行う固定資産台帳の整備に対して作業補助及び助言を行うこと。なお本市における固定資産台帳の整備状況については、資産備品については備品台帳で整備済み、土地、建物及び道路データは平成25年度外部委託により一定程度整備したところであるが精緻化が必要、またその他インフラデータ等の追加が必要である。

③ 本市の状況を踏まえた上で、財務情報を分析し行

政経営に活用するために必要な指針を作成し、これを実運用する方法等について助言を行うこと。

- ④ 行政経営の革新を推進するために、本市では行政評価（事務事業評価と施策評価）、コスト計算（事業別・施策別）、目標管理制度、予算の枠配分、そしてバランスト・スコアカードなどの先進的な行政経営手法の活用可能性の検討を企図しており、③の行政経営指針の作成に際しては、それらの具体的な展開についての助言内容を含めること。また、財務書類や財務報告書の内容を、内部監査や内部統制の構築等で活用するイメージ形成についても助言を行うこと。
- ⑤ ①②③④を踏まえて、平成27年度開始貸借対照表（普通会計、連結）及び平成28年度決算版財務報告書（普通会計、連結）ひな形を作成すること。
- ⑥ 研修計画を立て、本市との役割分担のもと、職員理解を高めるための研修（財務諸表作成に向けた作業工程、財務情報の分析、行政経営への活用等について）を行うこと。また、これに必要な資料の作成及び助言を行うこと。
- ⑦ 財務情報を分析し行政経営に活用する観点からシ

ステムの機能等として反映すべきものがある場合、関連する打ち合わせに出席して意見を具申すること。意見に際してはシステム機能も考慮し、市にとって効率的かつ効果的で実現性のある意見を行うこと。

(3) 履行期間

契約日から平成29年3月31日まで

(4) 予算計上額

財務会計システム更新に伴う公会計業務支援委託料 8,000千円(税・諸費用込の予定額)

〔債務負担行為設定〕平成26年度～平成28年度 限度額 16,000千円

以下省略

(平成26年5月26日揭示済)

奈良市告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
らくじクリニック	奈良県奈良市南新町19番地の1	平成26年4月1日

(平成26年5月27日揭示済)

奈良市告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ケアステーション和	奈良県奈良市左京一丁目8番7号	株式会社 樹	平成26年4月1日
新	ケアステーション和	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	株式会社 樹	

(平成26年5月27日揭示済)

奈良市告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年4月1日 平成26年4月1日
名称	主たる事務所の所在地		
和デイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		
株式会社 樹	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		

居宅介護支援事業所 和	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成26年4月1日
株式会社 樹	奈良県奈良市法蓮町471番地の1		

(平成26年5月27日揭示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

奈良市告示第391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

平成26年5月27日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
池田 義徳		あんま	平成26年4月30日
祥あんマッサージセンター（池田 義徳）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
江田 士朗		あんま	平成26年4月30日
祥あんマッサージセンター（江田 士朗）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
森川 誠司		あんま	平成26年4月30日
訪問マッサージ祥あん（森川 誠司）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		

(平成26年5月27日揭示済)

用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

奈良市告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

平成26年5月27日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
谷本 利雄		あんま	平成26年5月1日
訪問マッサージ祥あん（谷本 利雄）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		
荒木 秀伸		あんま	平成26年5月1日
訪問マッサージ祥あん（荒木 秀伸）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		
池田 義徳		あんま	平成26年5月1日
訪問マッサージ祥あん（池田 義徳）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		
田中 百合子		あんま	平成26年5月1日
訪問マッサージ祥あん（田中 百合子）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		
山崎 正平		あんま	平成26年5月1日
訪問マッサージ祥あん（山崎 正平）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		
中世古 恵子		あんま	平成26年5月1日
訪問マッサージ祥あん（中世古 恵子）	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5-16-1号		

(平成26年5月27日揭示済)

奈良市告示第393号

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成26年度の予算に係る補助金の特例)

- 3 平成26年度の予算に係る補助金については、第2条の規定にかかわらず、平成25年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助限度額等について（平成25年5月17日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課通知）に定めるところにより交付するものとする。

附 則

この告示は、平成26年5月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成26年5月27日揭示済)

奈良市告示第394号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更の年月日
平成26年5月27日
- 2 街区の区域
大森西町の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。
別図1及び別図2省略

(平成26年5月27日揭示済)

奈良市告示第395号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年5月24日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成26年5月27日揭示済)

奈良市告示第396号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年5月27日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成26年5月27日揭示済)

奈良市告示第397号

平成26年5月27日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年5月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
平成26年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算（第1号）
平成26年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ589,510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ609,510千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		13,744 ^{千円}	589,510 ^{千円}	603,254 ^{千円}
	1 雑入	13,744	589,510	603,254
歳入合計		20,000	589,510	609,510

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		- ^{千円}	589,510 ^{千円}	589,510 ^{千円}
	1 繰上充用金	-	589,510	589,510
歳出合計		20,000	589,510	609,510

(平成26年5月27日揭示済)

平成26年5月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第398号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

(土地9件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積 (㎡)	予定価格	入札保証金
土地-1	奈良市東之阪町	東之阪町	416-24	宅地	306.27	570万円	57万円
土地-2	奈良市青山(1)	青山六丁目	3-19	宅地	263.12	1,600万円	160万円
土地-3	奈良市青山(2)	青山六丁目	3-21	宅地	283.24	1,600万円	160万円
土地-4	奈良市富雄川西	富雄川西二丁目	1127	宅地	180.88	1,630万円	163万円
土地-5	奈良市古市町(1)	古市町	1215-17	宅地	198.38	694万円	70万円
土地-6	奈良市古市町(2)	古市町	1647-10	宅地	209.89	720万円	72万円
土地-7	奈良市古市町(3)	古市町	1647-11	宅地	255.56	851万円	86万円
土地-8	奈良市古市町(4)	古市町	1673-11	宅地	243.29	779万円	78万円
土地-9	奈良市古市町(5)	古市町	1673-12	宅地	186.61	646万円	65万円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成26年5月28日揭示済)

奈良市告示第399号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年5月29日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年5月29日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年5月29日揭示済)

奈良市告示第400号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、

奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成26年5月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないたため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成26年5月29日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成25年11月1日、同月7日、同月9日、同月12日、同月14日、同月18日、同月21日、同月25日及び同月28日
(平成26年5月29日揭示済)

奈良市告示第401号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成26年5月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市公共施設等総合管理計画策定支援業務に係る提案協議（公募型プロポーザル方式）募集要項

- 1 趣旨
将来推計人口から歳入減少が避けられない状況下、1960年代以降整備された公共施設が今後大量に更新時期を迎えます。また、経常収支比率や将来負担比率からも本市の財政状況は非常に厳しく、こうした状況に対処するためには、公共施設の統廃合・再配置の実施による総量縮減が不可避です。
奈良市では昨年度整備した公共施設等の現況データを元に、将来推計人口及び公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等を踏まえて10年・20年先の本市の保有可能な施設数や延床面積を割り出し、それを目標とする施設の再配置と統廃合の基本方針を含む公共施設等総合管理計画の策定支援業務を委託します。
老朽化が進む公共施設等について、管理運営コストと利用状況を基に市にとって必要な施設を厳選し、再配置・統廃合による創意工夫により最小限のコストで最大限の住民サービスの実現を目指そうとするものです。
本募集要項は、「奈良市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託」の相手方を公募型プロポーザル方式にて選定するための必要な事項を定めるものとします。
- 2 業務名
奈良市公共施設等総合管理計画策定支援業務
- 3 業務内容
奈良市公共施設等総合管理計画策定支援業務仕様書のとおり。（別添）
- 4 委託上限額

本業務に係る委託費用は、6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とします。

以下省略

(平成26年5月30日揭示済)

奈良市告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成26年6月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成26年5月30日

奈良市長 仲川元庸

医療機関名	開設者氏名	薬剤師氏名	所在地
あしび薬局 敷島店	有限会社奈良 健康企画 代表取締役 小泉 玲子	北 真和	奈良市敷島町 二丁目556番 地の9

(平成26年5月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成26年5月20日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝
同 三浦教次
同 松田末作
奈監第33号
平成26年5月15日

請求人

奈良市六条西5-15-9-2

浅野善一様

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝
同 三浦教次
同 松田末作

住民監査請求の結果について（通知）

平成26年3月17日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

- 1 監査対象部局
奈良市総合政策部行政経営課及び総務部管財課
- 2 請求人の証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第6項の規定により、平成26年3月31日に事実証明書の追加提出を受け、同日に陳述の聴取を行った。

なお、同年4月11日に住民監査請求の補足を受け、併せて事実証明書の追加提出を受けた。

3 関係職員の陳述

平成26年4月8日に総務部長、管財課長及び行政経営課長に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

▽ いつ、だれが、どのような財務会計上の行為を行ったのかについて

1991年4月11日、西田栄三市長は市の中ノ川造成事業で、A氏所有の芝辻町608-1~6、612-1~5、614-1の山林1万257.01平方メートルを、17億6420万5720円で市土地開発公社に取得させた（市が公社と土地買収委託契約を締結）。

▽ その行為は、どのような理由で違法または不当であるのかについて

不適正な不動産鑑定により、買収額が極めて高額になっている。

A氏の土地は買収時、一部がひな壇状に粗造成されていたが、都市計画法の市街化調整区域における開発許可、宅地造成規制法の宅地造成工事規制区域における造成工事許可を受けていなかった。ところが、大和不動産鑑定奈良支社のB鑑定士が公社の委託で作成した1991年4月の鑑定評価書は、この無許可の造成地を「宅地」と評価、1平方メートル当たりの評価額を17万2000円とした。評価額算出に用いる取引事例として採用したのは、市内住宅地の宅地の価格だった。公社はA氏の土地を評価通りの価格で買収した。

2007年9月10日の市議会9月定例会本会議でも、当時の藤原昭市長は買収額が適正であったかどうかを問われ、「傾斜地をひな壇状に宅地造成された土地であったことから、宅地として鑑定がなされたもので、その鑑定価格をもって購入されたもの」と答弁している。

一方、同事業による買収で、A氏の土地の南側に連続して隣接する山林傾斜地（芝辻町613-1）の鑑定評価額は、1平方メートル当たり3万円と低く、実際の買収額は同2万円だった。周辺の山林についても、同支社が作成した鑑定評価書は「宅地見込地」と評価。取引事例として採用したのは市内の「雑木林を主体とした地域」などの価格だった。

日本不動産鑑定士協会連合会によると、一般的に鑑定評価をする上で開発許可の有無は重要といい、「竣工（しゅんこう）検査に合格して初めて、開発許可の目的である土地利用ができる。開発許可の予定用途が宅地であれば、竣工検査が済んだ段階で初めて宅地としての鑑定評価ができる」という。

A氏の土地に対する不動産鑑定は不適正だったといえ、それに基づく市と公社の土地買収委託契約締結は不当であり、公社が土地の買収費用を金融機関から借り入れる際に市が行った債務保証も不当である。

▽ その結果、どのような損害が奈良市に生じているの

かについて

A氏の土地の買収額を、隣接地の買収額の1平方メートル当たり2万円で算定すると2億514万200円。実際の買収額17億6420万5720円との差、15億5906万5520円が本来不要な支出だった。同時に同支出はA氏が不当に得た利益でもある。

さらに、土地買収時の借入金に対する利息支払いも、不要な支出により生じた分は不当である。公社が中ノ川造成事業全体で1991年度から2007年度前期までの間に支払った利息は計23億6524万6102円。2007年度後期から2012年度までの利息については、市が一般会計から利子補給を行い、計9億345万7579円を支払っている。

市は土地開発公社を解散させるため、2012年10月、公社の債務173億4700万円を代位して弁済した。市は公社保有地で代物弁済を受けたが、実勢価格との差額分160億4999万5089円については、2013年3月22日の市議会3月定例会本会議の議決を経て債権放棄した。これにより市の損害が確定した。

このうちA氏の土地については、買収時の借入金に利息などを加えた簿価は、市の関係文書を基に算定すると26億1636万9747円。一方、実勢価格は897万円だった。

▽ どのような措置を請求するのかについて

- 市がA氏に対し不当利得の返還を請求することを求める。
- 市が不動産鑑定会社に対し損害賠償請求することを求める。
- 西田市長から現在の仲川元庸市長まで歴代市長は、A氏に対する不当利得返還請求や不動産鑑定会社に対する損害賠償請求を行わなければならなかったが、これを怠ってきた。市がこれら歴代市長に対し、不要な支出により生じた1991年度から2012年度までの利息について損害賠償請求することを求める。

▽ 監査請求の期間制限について

この損害は、市の財務会計上の行為の違法とは無関係または異なる要因である、不適正な不動産鑑定によって生じたものであるから、監査請求の期間制限は受けない。

▽ 損害賠償請求権の期間制限について

この損害の被害者は住民である。住民がこの損害について知る機会を得たのは、早くとも2007年9月10日の市議会9月定例会本会議でC議員が問題を取り上げたときである。

C議員が指摘したような具体的内容を、一般住民が市への問い合わせや情報公開制度を通じて知ることができるようになったのはさらに後である。住民からの問い合わせに対し、公社が保有する塩漬け土地の取得先や取得額に関する情報を提供するようになったのは、市土地開発公社経営検討委員会が報告書を公表した2011年3月ごろだった。

また、土地開発公社が2002年4月の情報公開規定より前の文書を開示するようになったのは、仲川市長から公社に文書で要請があった2012年6月からであり、中ノ川造成事業で買収した土地の不動産鑑定評価書はそれまで不開示だった。

5 監査対象事項

奈良市土地開発公社（以下「公社」という。）の解散に伴う代位弁済、代物弁済及び債権放棄について、本件住民監査請求の対象としている奈良市芝辻町608番1から6まで、同町612番1から5まで及び同町614番1の土地（以下「本件土地」という。）の取得に起因する違法又は不当な点があるか。

6 監査の結果

（事実関係）

- (1) 本件土地は、民間企業の工場の移転先としての中ノ川造成事業用地内にあった。
- (2) 市は、平成3年4月4日付けで、公社理事長あてに中ノ川造成事業用地として、本件土地の取得依頼を行った。鑑定評価については、大和不動産鑑定株式会社奈良支社のB鑑定士が、同月8日に、本件土地及び本件土地に隣接している芝辻町613番の土地（当該土地の公簿面積は、793㎡。以下「隣接地」という。）を一体の土地として行った。1㎡当たりの価額172,000円に本件土地と隣接地を合わせた公簿面積11,045㎡から算出した鑑定評価額は、1,899,740,000円であった。本件土地について、公社は、同月11日にA氏と売買代金1,764,205,720円で契約を締結した。
- (3) 上記(2)の鑑定評価の後、隣接地については、大和不動産鑑定株式会社奈良支社のB鑑定士とは別の鑑定士が、平成3年9月5日に鑑定評価を行い、宅地部分（実測面積520.99㎡。1㎡当たりの価格140,000円）と傾斜地部分（実測面積2,501.75㎡。1㎡当たりの価格30,000円）に分けて算出された鑑定評価額の合計は、147,992,000円であった。市は、同月27日付けで、公社理事長あてに中ノ川造成事業用地として、隣接地の取得依頼を行い、公社は、同年10月14日に隣接地の所有者と売買契約を締結した。
- (4) 市は、公社を解散するため、本件土地の先行取得に要した資金を含む公社の借入れを平成24年10月31日に代位弁済（財源は、全額が第三セクター等改革推進債である。）し、求償権に基づく請求を公社に対して行った。公社は、同日、資産状況により現金での支払いが困難であることから、当該請求に対して、代物弁済することの承認を市に依頼した。市は、公社からの依頼を受け、公社の保有土地の所有権の譲渡を受ける代物弁済契約を同年11月29日に公社と締結し、同年12月17日に所有権の移転を受けた。
- (5) 市は、公社に代位して弁済した金額から、代物弁済として取得した土地の価額を控除した金額の求償権と、その他当該代位弁済に基づき行使しうる求償権の一切を放棄する議案を平成25年市議会3月定例会に提出し、

平成25年3月22日に可決された。

（監査委員の判断）

市が公社の解散に向け行った代位弁済、代物弁済及び債権放棄に至る財務会計上の行為について監査した結果、これらの行為は公社が解散するために必然であり、違法又は不当な点はなかった。

次に、本件土地について先行取得における違法又は不当の有無を監査したが、市から提出された関連資料等からは、本件土地に対する鑑定評価は不適正だったという請求人の主張を確認するに足るまでの事実は認められず、上記事実関係(2)のとおり鑑定評価額の範囲内において締結された本件土地の売買契約が違法又は不当であると認めることはできない。

よって、本件住民監査請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

（平成26年5月20日揭示済）

奈良市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成26年5月29日

奈良市監査委員	中村勝三郎
同	中本勝
同	三浦教次
同	松田末作

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- (1) 増田 千春
大阪府交野市森北1丁目11番4-301号
- (2) 本田 真二郎
京都府京都市山科区音羽稲芝17番地
- (3) 引地 健児
大阪府堺市北区新堀町1丁32番2-612
- (4) 久保田 浩之
兵庫県三田市あかしあ台4丁目34-10
- (5) 西本 利恵
大阪府大阪市福島区鷺洲二丁目15番30号
- (6) 黒澤 香
大阪府大阪市住吉区住吉1丁目4番17号
- (7) 吉良 香奈子
大阪府大阪市中央区農人橋1丁目2-8アーデン谷町605

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年5月29日から平成27年3月31日まで

（平成26年5月29日揭示済）

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規

定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年5月29日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 三浦 教次
同 松田 末作

下水道建設課

監査結果公表日 平成26年3月27日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成26年5月13日

【監査の結果】	【措置の内容】
カラー複合機及びカラープリンターの賃貸借について、単年度で契約を行っているが、別に、5年間の賃貸借契約を行う旨の覚書を結んでいた。地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約で当該賃貸借契約を締結されたい。	カラー複合機及びカラープリンターの賃貸借については、平成26年4月1日付けで、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として契約を締結しました。

(平成26年5月29日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第16号

公募型プロポーザル方式により奈良市企業局給配水管等修繕業務委託事業者を選定するので次のとおり告示します。

平成26年5月22日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託（以下「本業務委託」という。）は、奈良市企業局（以下「企業局」と）と奈良市企業局給配水管等修繕業務委託一覧表

	項目	明細	細目	業務内容
1 管理 業務	受付業務	一般的受付	①修繕関係	下記業務に対する問合せ対応及び受付等
			②水道関係相談	市民からの水道に関する一般的相談の対応及び受付等
	現場確認業務	漏水・配管調査・初期対応等	①公道漏水等（道路部分等）	漏水箇所調査、修繕工事の予備調査及び利害関係者の確認、交通規制等状況判断及び初期対応
			②内部漏水（メーター次側の敷地内）	漏水箇所調査、修繕予定箇所及び所有者の確認、修繕の同意及び初期対応
			③水道施設等	局指示による状況確認及び初期対応
		事前協議	工事関連	事前広報（ビラ）、施工調整、他業者との協議立会等
	申請業務	申請関係		緊急道路使用及び地下埋設物業者との協議申請、修繕工事計画の立案、修繕業者の手配等

いう。)の管理する給・配水管等(送水管含む)の破裂、漏水修繕及び付属設備の補修並びにそれらの保全業務、出水不良や濁水等の苦情に対し迅速に対応するという重要な使命を持っている。また、今日の水道事業は水需要の減少による事業経営の悪化、老朽化が進行する水道施設及び管路の更新需要の増大、それら施設の維持管理の複雑化並びに経費の増加などの課題に直面している。

これらのことを踏まえ、新たな修繕業務委託は、従来の修繕工事に管理業務を加える広い業務分野での委託化を推進し、さらに、受託者の保有する業務ノウハウの活用と、適正な設備、人材投資を促進させることにより、漏水等修繕の本来の使命である経済的損失及び漏水・出水不良等による市民生活への影響を低減し、二次災害を防止するための迅速で的確な施工及び業務全体の効率化を行うことによって、トータルコストの縮減を図り、高い水道サービスを提供することを目的とする。

2 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託

(2) 履行場所

奈良市水道事業給水区域(東部上下水道管理課管轄を除く。)

(3) 履行期間

平成26年10月1日から平成28年9月30日まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

ただし、契約日から委託業務開始日までを準備期間とする。

(4) 業務委託内容

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託要求水準書(以下「要求水準書」という。)のとおりに

I. 管理業務

- 1) 受付業務
- 2) 現場確認業務
- 3) 申請業務
- 4) 苦情処理業務

II. 修繕工事業務

2	修繕工事業務	苦情処理業務	濁水関係	出水不良・濁水等	市民からの苦情に対する状況確認及び洗管放水作業、説明対応等	
		修繕工事	内部修繕	給水管	副止水栓交換及び敷地内掘削による漏水修繕工事等	
					①給水管	給水管の漏水修繕・取替工事等
					②配水管等	公道部分での布設替及び漏水修繕工事等
			公道修繕	③水道附属設備	弁類BOX及び消火栓等の水道施設の調整・取替・修繕工事等	
				部外者工事	水道施設	他工事等に伴う水道施設の整備・修繕・布設替及び漏水修繕工事等
現場管理	修繕工事等	安全管理・品質・出来形管理、バルブ操作、環境対策、清掃等				
市民対応	周辺住民への周知	緊急工事における工事影響範囲の住民への断水等の広報				

<参考：別紙 修繕施行実績表及び修繕業務フロー図>

(5) 委託料の上限額

1) 管理業務費

管理業務費の見積金額の上限額は、24か月

64,006,000円（消費税抜き）とする。

この金額は、契約金を示すものでない。

また、提案見積金額が、この上限額を超えた場合及び未記入は、失格とする。

2) 修繕工事業務費

修繕工事業務費は、出来高支払いとするため、本件の委託料には含まないものとする。

- ・修繕工事業務費については、修繕モデル標準設計

修繕モデル標準設計金額一覧表

修繕モデル標準設計書	上限額（消費税抜き）	下限額（消費税抜き）
モデル①	146,000円	139,000円
②	114,000円	109,000円
③	104,000円	99,000円
④	164,000円	157,000円
⑤	202,000円	194,000円
⑥	1,598,000円	1,528,000円
⑦	32,970円	31,520円
⑧	4,840円	4,630円
⑨	7,130円	6,820円
⑩	83,000円	79,000円
合計	2,455,940円	2,347,970円

※各修繕モデル標準設計書は、別紙「修繕モデル標準設計書」を参照

以下省略

(平成26年5月22日揭示済)

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局指定給水装置工事業業者規程（平成10年奈

書に対する見積額により決定した請負率により精算する。

- ・精算に使用する単価は、企業局の設計単価改正に併せて変更する。
- ・請負率の算定は、各モデルの見積り合計額を合計上限額で除して求める。
なお、各修繕モデルの見積金額の上限及び下限金額は次表のとおりとする。
- ・また、提案見積金額が、この上限金額を超えた場合及び未記入は失格とし、下限金額を下まわった場合は、当該項目の評価は行わない。

良市水道局管理規程第7号) 第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事業業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年5月28日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
松谷水道	松谷 勇己	奈良県生駒郡三郷町 勢野北五丁目4番13号	平成26年 5月26日

(平成26年 5月28日 揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第9号

平成26年 6月 定例教育委員会を次のとおり開催しますの
で、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員
会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成26年 5月29日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成26年 6月 3日（火）

午前10時00分から

2 場所

奈良市役所 北棟 6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

(1) 教育長報告

ア 平成26年度 6月補正予算内示について

イ 平成26年度姉妹都市青少年交流事業「フレンド
シッププロジェクト」について

ウ 平成27年度奈良市立高等学校入学者選抜検査問題
作成委員会委員の任命について

エ 市立小学校における給食時の不適切な指導事案に
ついて

(2) 議事

議案第17号 奈良市立小・中学校通学区検討委員会
規則の一部改正について

議案第18号 奈良市立小・中学校通学区検討委員会
委員の委嘱及び任命について

議案第19号 奈良市教育ビジョン懇話会委員の委嘱及
び任命について

議案第20号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の
委嘱及び任命について

議案第21号 奈良市指定文化財の指定の一部改正につ
いて

議案第22号 平成26年度コミュニティ・スクール（学
校運営協議会制度）準備委員会委員の委嘱
又は任命について

議案第23号 平成27年度奈良市立一条高等学校入学者
選抜実施要項について

(3) その他

ア 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業につ
いて 5月～6月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分ま
です。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます

ます。

(平成26年 5月29日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第8号

大和高原北部土地改良区総代選挙を次のとおり行います。

平成26年 5月29日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

- 1 選挙の期日 平成26年 6月 5日
- 2 投票の時間 午前10時から午後3時まで
- 3 選挙すべき総代の数

選挙区	選挙すべき総代の数
第1選挙区	8人
第2選挙区	6人
第3選挙区	16人
第4選挙区	14人
第5選挙区	4人
第6選挙区	2人
合計	50人

(平成26年 5月29日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第9号

平成26年 6月 5日 執行の大和高原北部土地改良区総代選
挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりです。

平成26年 5月29日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

表

裏

候補者氏名 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	大和高原北部土地改良区総代選挙投票 〇 注意 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	大和高原 北部土地 改良区之印
----------------------------------	---	-----------------------

備考

用紙は上質白色とし、文字は黒色とする。

(平成26年 5月29日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第10号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のように選任しました。

平成26年5月29日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

選挙区	選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	氏名
1	奈良県奈良市中貫町100番地の1	大西 英征	奈良県奈良市水間町708番地の3	岡田 一夫
2	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2263番地	中西 喜久	奈良県奈良市月ヶ瀬石打831番地	稲垣 正
3	奈良県奈良市下深川町963番地	高村 喜代司	奈良県奈良市都祁馬場町587番地の2	橋詰 昭美
4	奈良県山辺郡山添村大字吉田1162番地	吉生 吉祥	奈良県山辺郡山添村大字室津614番地	今西 喜美雄
5	奈良県宇陀市室生上笠間462番地の2	山田 悦清	奈良県宇陀市室生小原395番地	小林 基秀
6	奈良県天理市山田町2066番地	片岸 博	奈良県天理市山田町2112番地	藪内 延昭

(平成26年5月29日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第11号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における各選挙区の選挙立会人を、次のように選任しま

した。

平成26年5月29日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

選挙区	住所	氏名	住所	氏名
1	奈良県奈良市邑地町1531番地	辻 太郎	奈良県奈良市丹生町1122番地	中窪 忠司
2	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山2304番地	杉生 隆三	奈良県奈良市月ヶ瀬石打849番地	稲森 源治
3	奈良県奈良市来迎寺町172番地	松井 多太夫	奈良県奈良市針町1433番地	岡村 政次
4	奈良県山辺郡山添村大字伏拝814番地	植田 誠輝	奈良県山辺郡山添村大字西波多3461番地	井久保 好信
5	奈良県宇陀市室生上笠間3228番地	中岡 利三	奈良県宇陀市室生下笠間250番地	吉川 壽一
6	奈良県天理市山田町2620番地	大石 政直	奈良県天理市山田町2274番地	藪内 清光

(平成26年5月29日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第1号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する第1選挙区の選挙長の印を、次のとおり定めます。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 大西 英征

次のとおり省略

(平成26年5月29日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第1号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する第2選挙区の選挙長の印を、次のとおり定めます。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 中西 喜久

次のとおり省略

(平成26年5月29日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第1号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において使用する第3選挙区の選挙長の印を、次のとおり定めます。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 高村 喜代司

次のとおり省略

(平成26年5月29日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第2号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第1選挙区の選挙長の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 大西 英征

選挙事務取扱場所	所在地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成26年5月29日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第2号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第2選挙区の選挙長の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 中西喜久

選挙事務取扱場所	所在地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成26年5月29日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第2号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第3選挙区の選挙長の事務取扱場所を、次のとおり定めます。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 高村喜代司

選挙事務取扱場所	所在地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成26年5月29日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第3号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区について、次のとおり立候補の届出がありました。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 大西英征

届出受理番号	届出年月日	ふりがな候補者氏名	住 所	生年月日	職 業
1	平成26年5月29日	かなやま しょうじ 金山 章司	奈良市矢田原町乙190番地	昭和28年2月13日	農業
2	平成26年5月29日	たけにし きよし 竹西 清	奈良市此瀬町444番地	昭和23年1月1日	農業
3	平成26年5月29日	いばらぎ しげお 荻木 茂雄	奈良市水間町2170番地	昭和39年6月16日	農業
4	平成26年5月29日	ひがし まさふみ 東 雅史	奈良市丹生町706番地	昭和35年11月3日	農業
5	平成26年5月29日	たにくち まさのり 谷口 雅則	奈良市丹生町1086番地	昭和30年10月16日	農業
6	平成26年5月29日	なかた たけし 中田 健史	奈良市邑地町1493番地	昭和28年12月12日	会社員
7	平成26年5月29日	まえ ふみかず 前 二三一	奈良市邑地町450番地の1	昭和23年4月20日	農業

(平成26年5月29日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第3号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 中西喜久

届出受理番号	届出年月日	ふりがな候補者氏名	住 所	生年月日	職 業
1	平成26年5月29日	こにし いさお 小西 功	奈良市月ヶ瀬長引436番地の1	昭和28年1月10日	農業
2	平成26年5月29日	まつだ みちを 松田 充生	奈良市月ヶ瀬尾山224番地	昭和22年3月25日	農業
3	平成26年5月29日	いおか かつや 井岡 克哉	奈良市月ヶ瀬月瀬496番地の2	昭和36年4月1日	農業
4	平成26年5月29日	うらくほ たくみ 浦久保 巧	奈良市月ヶ瀬嵩280番地	昭和28年7月13日	農業

(平成26年5月29日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第3号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選

挙第3選挙区について、次のとおり立候補の届出がありました。

平成26年5月29日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 高村 喜代司

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	住 所	生年月日	職 業
1	平成26年 5月29日	なかおか たくお 中岡 卓生	奈良市都祁相河町112番地	昭和24年10月25日	農業
2	平成26年 5月29日	なかがわ きよたか 中川 清隆	奈良市都祁南之庄1112番地	昭和24年12月19日	大工 農業
3	平成26年 5月29日	まとば まさたか 的場 正隆	奈良市都祁吐山町193番地	昭和30年2月24日	農業
4	平成26年 5月29日	おくたに たかふみ 奥谷 孝文	奈良市下深川町686番地	昭和26年12月2日	会社員
5	平成26年 5月29日	おくたに ふみひと 奥谷 文人	奈良市針町2194番地の2	昭和22年12月4日	自営業
6	平成26年 5月29日	なかにし じゅんいち 中西 淳一	奈良市上深川町556番地	昭和20年10月27日	農業
7	平成26年 5月29日	さんだ ただのぶ 三田 多太信	奈良市藺生町252番地の2	昭和24年10月15日	農業
8	平成26年 5月29日	くぼ かつよし 久保 勝義	奈良市都祁白石町846番地	昭和25年4月26日	農業
9	平成26年 5月29日	いのい やすあき 猪井 康明	奈良市小倉町379番地	昭和36年5月12日	会社員
10	平成26年 5月29日	ひがし ふみお 東 文夫	奈良市荻町1291番地の2	昭和24年4月12日	建具製造
11	平成26年 5月29日	おくむら やすお 奥村 泰夫	奈良市都祁小山戸町1629番地の1	昭和26年6月15日	農業

(平成26年5月29日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第4号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区
選挙長 大西 英 征

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	住 所	生年月日	職 業
8	平成26年 5月30日	うえおか けんじ 上岡 賢治	奈良市水間町2166番地の3	昭和45年9月8日	農業

(平成26年5月30日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第4号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 中 西 喜 久

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	住 所	生年月日	職 業
5	平成26年 5月30日	にしうら ひろふみ 面浦 博文	奈良市月ヶ瀬桃香野4897番地	昭和27年7月8日	農業
6	平成26年 5月30日	やました のぼる 山下 登	奈良市月ヶ瀬石打707番地	昭和25年5月31日	会社員
7	平成26年 5月30日	にしなか けん 西中 健	奈良市月ヶ瀬長引184番地の4	昭和37年10月8日	会社経営

(平成26年5月30日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第4号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区について、次のとおり立候補の届出がありま

した。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 高村 喜代司

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	住 所	生年月日	職 業
12	平成26年 5月30日	ひが い ひろゆき 日賀井 博之	奈良市都祁友田町564番地	昭和32年4月22日	造園業
13	平成26年 5月30日	きしもと ひろふみ 岸本 博文	奈良市針町1445番地	昭和23年8月26日	農業
14	平成26年 5月30日	きたで まさお 北出 雅勇	奈良市針ヶ別所町1251番地 1253番地	昭和27年9月4日	農業
15	平成26年 5月30日	むらた みのる 村田 稔	奈良市都祁白石町2385番地	昭和30年9月15日	会社員
16	平成26年 5月30日	なかやま こういち 中山 廣一	奈良市都祁吐山町3264番地	昭和24年8月21日	農業

(平成26年5月30日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第5号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区について、次のとおり立候補の辞退届出があ

りました。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 中西 喜久

届出 受理番号	届出 年月日	ふりがな 候補者氏名	住 所	生年月日	職 業
1	平成26年 5月30日	こにし いさお 小西 功	奈良市月ヶ瀬長引436番地の1	昭和28年1月10日	農業

(平成26年5月30日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第5号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区において届出のあった候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数をこえないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第1項の規定により投票は行いません。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区

選挙長 大西 英 征

(平成26年5月30日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第5号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区において届出のあった候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数をこえないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第1項の規定により投票は行いません。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区

選挙長 高村 喜代司

(平成26年5月30日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第6号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区において届出のあった候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数をこえないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第1項の規定により投票は行いません。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区

選挙長 中西 喜久

(平成26年5月30日揭示済)

第1選挙区選挙長告示第6号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第1選挙区の選挙会場を、次の場所に設けます。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第1選挙区

選挙長 大西 英 征

選 挙 会 場	所 在 地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成26年5月30日揭示済)

(平成26年5月26日揭示済)

第2選挙区選挙長告示第7号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第2選挙区の選挙会場を、次の場所に設けます。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第2選挙区
選挙長 中西喜久

選挙会場	所在地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成26年5月30日揭示済)

第3選挙区選挙長告示第6号

平成26年6月5日執行の大和高原北部土地改良区総代選挙における第3選挙区の選挙会場を、次の場所に設けます。

平成26年5月30日

大和高原北部土地改良区総代選挙第3選挙区
選挙長 高村喜代司

選挙会場	所在地
大和高原北部土地改良区事務所会議室	奈良市針町481番地の2

(平成26年5月30日揭示済)

農業委員会**奈良市農業委員会告示第8号**

奈良市農業委員会平成26年6月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年5月26日

奈良市農業委員会
農政部長 吉川隆男

- 1 日時
平成26年6月3日（火） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
報告
 - (1) 遊休農地解消モデル事業の実施にかかる経過報告について
 - (2) 平成26年度農業施策に関する要望の回答について
 - (3) 農業に関するアンケート結果について
- 議案
 - (1) 平成27年度農業施策に関する要望書（案）について
 - (2) なら農業委員会だより第58号の編集について